生駒市議会災害対策委員会に関する要綱

（設置）

第１条　生駒市議会会議規則（昭和４６年１１月生駒市議会規則第２号）第１６６条第１項の規定により、生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルに基づく災害対応に係る訓練などについて協議又は調整を行うため、災害対策委員会を設置する。

（定数）

第２条　委員会の定数は、正副議長を含め１０人とする。

（委員）

第３条　委員は、議員の中から議長が指名する。

２　委員の任期は、議員の任期とする。ただし、議長が必要と認めるときは、委員を交代させることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長、副委員長は、議長、副議長を除く委員の中から互選する。

３　委員長、副委員長の任期は、委員の任期による。

（準用）

第５条　委員会の運営等については、生駒市議会委員会条例（昭和４６年１１月生駒市条例第３１号）第８条から第１３条まで、第１４条本文、第１５条、第１８条、第１９条及び第２０条の規定を準用する。

（議会外への行為）

第６条　委員会が、議会外に対して何らかの行為をしようとするときは、議長を経てしなければならない。

（委任）

第７条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は、委員長が委員に諮り、定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成２７年１２月９日から施行する。